

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年7月21日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和5年6月27日静岡県告示第416号（保安林の指定施業要件変更の予定）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更予定保安林の所在場所	掲示場
野沢弥作	静岡市葵区井川字西山沢 1958（以上の1筆については一部保安林）	静岡市役所
森竹つる江	静岡市葵区井川字ヲッコドコ 1998の2、1998の7	静岡市役所
森竹久徳	静岡市葵区井川字ヲッコドコ 1998の2、1998の7	静岡市役所